

価格転嫁の円滑化に向けた働き掛け及び伴走支援業務委託 企画提案競技実施要項

価格転嫁の実効性確保に向けた働き掛け業務委託に係る企画提案競技の実施については、この要項に定めるとおりとする。

1 委託業務名

価格転嫁の円滑化に向けた働き掛け及び伴走支援業務委託

2 委託業務内容

別添「価格転嫁の円滑化に向けた働き掛け及び伴走支援業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

※ 仕様書は、実施しなければならない最低限の業務を示したものである。応募者が有する本業務の実施に係る知見やノウハウなどを活用した提案を積極的に行うこと。

3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）までとする。

4 予算額

25,503千円（消費税及び地方消費税を含む）を上限額とする。

- ・ この金額は本業務に係る契約締結上限額であり、埼玉県がこの金額で契約することを約束するものではない。
- ・ この金額の範囲内で見積書が提出された場合に限り、本企画提案審査委員会での審査及び契約締結が可能となる。見積額が上限額を超えた場合は、審査自体を行わない。
- ・ 企画提案が採用された委託候補者に対しては、契約締結に向け業務内容を調整の上、再度見積書の提出を求める。

5 参加資格

企画提案書を提出することのできる者は、(1)～(6)までに掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。
- (2) 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第91条の規定により、埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。
- (3) 本件企画提案競技の公告日から本契約の成立までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札

- 参加停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 本件企画提案競技の公告日から本契約の成立までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成 21 年 4 月 1 日付け入審第 97 号）に基づく入札参加除外措置を受けている者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、会社更生法に基づく再生計画、又は民事再生法に基づく再生計画の認可を受けていること。
- (6) 法人税、法人（都道府）県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税等の滞納すべき税金を滞納している者でないこと。

6 スケジュール

令和 8 年 2 月 27 日（金）	公募開始（HP の公開）
3 月 5 日（木） 17 時必着	質問受付期限
3 月 9 日（月） 17 時まで	質問回答 HP 掲載
3 月 11 日（水） 17 時必着	企画提案競技参加申込書の提出期限
3 月 16 日（月） 正午必着	企画提案書等の提出期限
3 月 18 日（水） まで	第 1 次審査（書類審査）結果通知 ※応募者が 4 者以上の場合のみ実施
3 月 24 日（火） 予定	プレゼンテーション審査 ※第 1 次審査通過者に対し実施
3 月下旬～ 4 月上旬	契約相手方へ選定結果通知
4 月上旬～	契約締結

7 質問事項の受付及び回答

(1) 質問事項の提出方法

ア 提出書類

質問書（様式 1）

イ 提出方法

(ア) 電子メールで提出すること。送信後、電話で着信確認をすること。

(イ) 簡易なものを除き、電話による質問には応じない。

ウ 受付期限

令和 8 年 3 月 5 日（木） 17 時必着

エ 提出先

埼玉県産業労働部産業労働政策課 戦略会議担当

電話：048-830-3702（直通）

電子メール：a3710-16@pref.saitama.lg.jp

(2) 質問に対する回答方法

ア 回答方法

本件を公募・公開している埼玉県ホームページに掲載する。

ただし、内容によっては以下による方法で回答する場合がある。

(ア) 趣旨が同じ質問は、集約して回答する場合がある。

(イ) 参加資格に関すること、質問内容又は回答内容が質問者の具体的な提案事項に密接に関わることは、質問者に対してのみ回答する。

(ウ) 質問内容によっては回答しない場合がある。

イ 回答期日

令和8年3月9日（月）17時までに県ホームページに掲載する。

8 企画提案競技参加申込書の提出

企画提案競技への参加を希望する場合は、あらかじめ「価格転嫁の実効性確保に向けた働き掛け業務委託に係る企画提案競技参加申込書（様式2）」を提出すること。

(1) 提出方法

電子データを電子メールにて提出すること。提出後は、必ず電話による到達確認を行うこと。

(2) 提出先

埼玉県産業労働部産業労働政策課 戦略会議担当

電話：048-830-3702

電子メール：a3710-16@pref.saitama.lg.jp

(3) 提出期限

令和8年3月11日（水）17時必着

(4) 参加申込書の取下げ

参加申込書の提出後、やむを得ない理由により取り下げる場合は「価格転嫁の円滑化に向けた働き掛け及び伴走支援業務委託に係る企画提案競技参加申込取下げ書（様式3）」を提出すること。

9 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

企画提案に当たっては、以下の書類を提出すること。

ア 企画提案書（表紙）（様式4）

様式第4号を表紙とし、企画提案の内容を添付すること。

企画提案書に添付する書類は任意とするが、表紙の次ページに目次を入れ、各ページにはページ番号を記載すること。なお、ページ数は表紙を含め20ページ以内とすること。

また、添付する書類はA4横向きで作成し、文章での説明や解説を基本としながら、図表、イラスト、写真等を用いて、仕様書「5 業務内容」の順で記載するなど分かりやすく提案すること。

イ 業務工程表

仕様書「5 業務内容」の業務スケジュールについて、作業項目ごとに示した工程を記載すること。(いつから業務を実施できるかについて明記すること)

ウ 企業(団体)概要調書(様式5)

エ 業務受託実績調書(様式6)

オ 事業の実施体制(様式任意)

(ア) 概要

事業を実施する人員体制、連絡調整体制、企業訪問等に当たっての苦情処理方法などの体制、業務進捗管理を行うための事務局等の体制を提案する。

(イ) 本事業委託で県内企業へ訪問を予定している者を含むスタッフの名簿(様式任意)

カ 委託料の参考見積書(様式任意)

(ア) 「4 予算額」に掲げる上限の範囲内で作成すること。

(イ) 経費の内訳表を作成すること。

(ウ) 上記(イ)の経費の内訳表の作成に当たっては、人件費、交通費、報償費、通信費、消耗品費、役務費、使用料、その他一般経費等の経費区分が分かるものとし、その性質上「一式」以外で計上できないものを除き、全ての単価を計上すること。

(エ) 見積額には消費税及び地方消費税の額を明示すること。

(オ) 宛名は、「埼玉県知事 大野元裕」とし、代表者印の押印は不要。

キ 企業等の情報管理方法(様式任意)

本委託業務を実施するに当たっての企業等の情報管理方法等を提案する。

ク 法人・団体の概要が分かるもの(設立趣旨、事業内容のパンフレット等)

ケ 定款もしくは寄附行為及び登記事項証明書(提案日前3か月以内に発行されたもの)又はこれに準ずる書類

コ 決算関係書類(過去1年分の貸借対照表及び資金収支計算書又はこれに準ずる書類)

(2) 提出方法

「(1) 提出書類」の書類一式を電子データ化したものを電子メールで提出すること。

※ 電子データ化する際には、文字切れや文字化け等がないか確認すること。

(3) 提出先

埼玉県産業労働部産業労働政策課 戦略会議担当

電話 048-830-3702 (直通)

電子メール: a3710-16@pref.saitama.lg.jp

(4) 提出期限

令和8年3月16日(月) 正午必着

(5) その他

- ア 企画提案書等の提出は、1者につき1提案に限る。
- イ 企画提案書等の提出後は、その内容を変更することはできない。また、提出された企画提案書等は返却しない。
- ウ 提出された企画提案書等は、提案者に無断で使用しない。ただし、埼玉県情報公開条例（平成12年埼玉県条例第77号）に基づき公文書開示請求がなされた場合は、この限りでない。
- エ 企画提案書等の作成に係る経費は、提案者の負担とする。

10 委託先候補者の決定方法

(1) 委託候補者選定委員会

委託候補者の選定は、価格転嫁の実効性確保に向けた働き掛け業務委託に係る委託候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が行う。

(2) 選定方法

企画提案書等を提出した者が、選定委員会においてプレゼンテーションを行い、選定委員会が提案内容を総合的に審査し、最も評価点が高かった提案者を委託先候補者として選定する。ただし、その者が著しく社会的信用を損なう等により、本業務を委託するにふさわしくないと認められるときは、次順位の者を委託先候補者として選定する。

なお、企画提案書等を提出した者が1者のときは、選定委員会が提案内容を総合的に審査し、本業務の委託先として適当であると認めた場合に、当該企画提案書等を提出した者を委託先候補者として選定する。

(3) プレゼンテーション審査

ア 開催日時・場所

【日時】令和8年3月24日（火）予定

【場所】埼玉県庁周辺を予定（実地開催）

※ 参加者に対して実施日時、会場等を電子メールで連絡する。

イ プレゼンテーション等の時間

プレゼンテーションは1者当たり15分以内、企画提案に対する質疑は1者当たり15分程度とする。

ウ 出席者

1者につき3名以内とする。

エ その他

プレゼンテーションは、提出された企画提案書等を用いるものとし、パソコンの持ち込みを可能とする。

(4) 第1次審査（書類審査）

応募者が4者以上の場合は、企画提案書及びその他提出書類による第1次審査（書類審査）を実施し、第1次審査を通過した者（3者程度）のみプレゼンテーション審査を行う。第1次審査の結果（未実施の場合を含む）は、応募者全員に電子

メールで通知する。

(5) 審査基準

審査項目、審査の視点はおおむね別紙のとおりとする。

(6) 選定結果の通知

選定結果は、プレゼンテーション審査参加者全員に対して、令和8年3月下旬～4月上旬に電子メールで通知する。なお、審査及び審査結果についての問い合わせには応じない。

11 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

(1) 提出書類に虚偽の記載をした場合

(2) 本実施要項に示した企画提案書等の作成や提出に関する条件に違反した場合

(3) 見積書の金額が契約限度額を超える場合

(4) 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

(5) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

12 契約相手先の決定方法

(1) 契約締結前の事前協議

業務内容に関する細目事項や委託料の支払い方法等について、委託候補者と埼玉県の間で協議の上、業務委託契約書を締結する。

(2) 新たな委託候補者の決定

委託候補者と協議が整わない場合、契約締結までの間に委託候補者に事故のある場合等委託候補者としての資格要件を失った時は、委託候補者に対してその資格を取り消す旨の通知をした後、選定委員会において評価が2番目に高かった者を新たに委託候補者として協議を行う。

(3) 企画提案競技の無効

緊急等やむを得ない理由等により、企画提案競技を実施することができないと認められる場合は、企画提案競技を停止、中止又は取り消すことがある。

なお、この場合において、当該企画提案競技に要した費用を埼玉県に請求することはできない。

(4) 契約方法

協議が整った場合は、委託候補者から改めて見積書を徴収し、見積書を精査の上、随意契約による業務委託契約を締結する。

13 企画提案者等の情報公開

選定結果として、契約の相手方となる企画提案者の名称、審査結果概要等の情報を公表する場合がある。

また、情報公開の請求に応じて契約の相手方となる企画提案者の企画提案書等の書

類の情報公開を行う場合がある。

14 その他

- (1) 契約の相手方は、この契約の締結と同時に契約金額と同時に契約金額の100分の1以上を乗じた額を契約保証金として納付するものとする、ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。
- (2) 本プロポーザルに係る一連の手続き及び契約時に関する手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 令和8年度歳入歳出予算が議決されなかったとき、又は歳入歳出予算の当該事業費にかかる減額があったとき、緊急等やむを得ない理由等により、企画提案競技を実施することができないと認められる場合は、企画提案競技を停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において、当該企画提案競技に要した費用を埼玉県に請求することはできない。

15 問合せ先

埼玉県産業労働部産業労働政策課 戦略会議担当

住所：〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1（本庁舎4階）

電話：048-830-3702

電子メール：a3710-16@pref.saitama.lg.jp